

日本核医学会認定医資格更新制度に関する規程

平成 6 (1994) 年 1 月 18 日日本核医学会認定医審査委員会にて決定

平成 11 (1999) 年 11 月 2 日日本核医学会認定医審査委員会にて一部改定

日本核医学会は、日本核医学会認定医(以下“認定医”という)のレベルの保持と向上のために認定医の生涯教育を推進し、そのための更新制度を施行する。

- 1 認定医は、認定を受けた年から 5 年毎に、認定医資格更新(以下“資格更新”という)を受けなければ、引き続いて認定医を呼称することはできない。
- 2 資格更新を希望する者は、更新に必要な申請書類を申請期日までに提出し、更新の審査を受けなければならない。
- 3 資格更新の審査は、日本核医学会教育・認定医審査委員会(以下“委員会”という)が行う。
- 4 資格更新については、毎年、本学会機関誌“核医学”に公告する。

更新の申請資格：

- 5 資格更新を申請する者は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。
 - 1) 更新申請時において、認定医であること。
 - 2) 更新申請時において、過去 5 年間継続して会費を完納していること。
 - 3) 更新申請時において、過去 5 年間に、別表に示す単位表から委員会が定める総単位数(50 単位以上)を取得していること。

更新の保留：

- 6 過去 5 年間で取得した単位数が、所定の研修単位数に満たない場合は、資格更新の保留を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし、保留期間は 2 年間までとし、保留期間中は認定医を呼称することはできない。
- 7 保留期間経過後は資格更新の申請をすることはできない。ただし、海外留学、長期病気療養等やむを得ない事情がある場合は、それを証明する書類を添えて保留期間の延長を申請することができる。
- 8 保留に関する申請書は、委員会に請求すること。

更新の方法：

- 9 更新を希望する者は、次の関係書類に審査料を添えて毎年所定の期日までに委員会に提出するものとする。
 - 1) 資格更新申請書
 - 2) 申請のための単位取得証明書
 - (1) 学術集会、学術講演会、教育講演会等に参加および受講したことを証明する書類の写
 - (2) 演者としての単位申請は、それを証明するプログラム、抄録等の写
 - (3) 学術論文発表の場合は、それを証明するその部分の写

認定医資格更新の免除：

- 10 現に認定医であって満 65 歳を超えた者については終身認定医とし、更新を必要としない。この場合、本人からの申請により終身認定証を交付する。
- 11 終身認定医に関する申請書は、委員会に請求すること。

資格喪失：

- 12 認定医として認定されたものが次の号に該当するときは、委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失することがある。
 - 1) 認定期間が過ぎたために、再認定の申請を行うよう数回にわたって注意を喚起したにもかかわらず、この通告を無視したとき。

附 則：

- 1 この規程は平成 2 年(1990 年)1 月から施行する。
- 2 第 1 回の資格更新の申請は、平成 7 年(1995 年)に行う。